

北海道においてホタテ製品等の水産加工品の製造販売業等を営み、魚介類や水産加工品を中国輸出用に販売するなどしていた申立会社について、①ホタテ製品に関し、殻付きのまま冷凍加工して（冷凍両貝）中国輸出用として販売するほか、殻をむいて貝柱製品（玉冷等）として販売していたところ、ALPS処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置のため冷凍両貝として販売することが困難となるとともに、殻をむいて玉冷として販売する量が増加するも、中国へ多く輸出されていたホタテが日本国内に滞留して玉冷の販売価格も下落したという事情を踏まえ、令和5年8月から令和6年7月までの、基準期間の冷凍両貝及び玉冷の販売による利益相当額から、対象期間に両製品を販売して得られた利益相当額を控除して算出した逸失利益の賠償が認められたほか、②中国輸出用に販売していた水産加工品及び冷凍原魚に関する令和5年8月から令和6年7月までの逸失利益の賠償、③中国への輸出ができなくなった魚介類及び水産加工品の運送保管や処分のために要した追加的費用の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（前項記載の期間に限る）についての和解金として、合計金1億7558万8794円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2項記載の損害項目及び期間に対する和解金として金3703万6533円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和

解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年5月8日

(仲介委員 出井 直樹)

別紙

〇-〇

損害項目	期間	金額
逸失利益（ホタテ）	令和５年８月～令和６年７月	150,296,809
逸失利益（〇・輸出損害）	令和５年８月～令和６年７月	480,000
逸失利益（冷凍原魚・輸出損害）	令和５年８月～令和６年７月	14,572,345
追加的費用（ホタテ運送及び保管費用）	令和５年８月～令和６年１月	3,456,000
追加的費用（ホタテ運送費用）	令和６年１月	1,956,380
追加的費用（〇処分費用）	令和６年２月	245,550
追加的費用（〇処分費用）	令和６年２月	158,400
小計		171,165,484
弁護士費用		4,423,310
和解金合計		175,588,794
既払金（一部和解）		37,036,533
既払金控除後の支払金額		138,552,261